

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

○土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件
○患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件

二四五
二四五

告示

福島県告示第三百五十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年七月十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 指定する区域

二本松市住吉五番一の一部、七番一の一部及び二百六番の一部

二 指定する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則

（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は

は土壤含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壤汚染対策法第二条に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

1 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

なし

（水・大気環境課）

福島県告示第三百五十八号

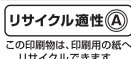
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十四年七月十七日

| 病名 | 畜種 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 発見頭数 | 発見の場所 | 発見年月日 | 摘要 |
|------|----|-------------|------|-------|------------|-----|
| ヨーネ病 | 牛 | 疑似患畜 | 一頭 | 岩瀬郡 | 平成二十四年七月五日 | 再検査 |

（畜産課）

福島県知事 佐藤雄平



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県報株式会社 印刷 第一印刷